

資料 20410	赤十字ボランティアの概要
----------	--------------

機関名	要件	活動内容
日赤 東京都支部	≪東京都赤十字災害救護ボランティア≫ 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	≪地域赤十字奉仕団≫ 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）等において被災者等への支援活動の実施
	≪特別赤十字奉仕団≫ 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	≪赤十字個人ボランティア≫ 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

第1章 総則

第1 目的

この要綱は、警視庁管内に大震災（震度6弱以上の地震（以下「大地震」という。）により多数の人的被害及び物的被害が生じた災害をいう。以下同じ。）又は震度5強の地震が発生した場合に、救出救助活動等の初期活動が円滑に行われるための緊急交通路等の確保その他の必要な交通対策を迅速かつ的確に実施するために、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 準拠

大震災等の発生に伴う交通対策等の実施に当たっては、警視庁災害警備実施計画（平成28年6月22日通達甲（副監. 備. 災. 災）第12号。以下「実施計画」という。）等別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

第2章 大地震が発生した場合の措置

第3 実施体制

大地震が発生し、最高警備本部が設置された場合は、次により交通対策を推進するものとする。

1 警視庁本部

(1) 交通対策本部の設置

ア 実施計画に基づき、交通対策指揮室（交通対策指揮室が被災した場合は、警視庁交通管制センター、さらに警視庁交通管制センターが被災した場合は、警視庁多摩総合庁舎）内に交通対策本部を設置し、交通対策全般の指揮に当たるものとする。

イ 交通対策本部の編成及び任務は、別表の「交通対策本部の編成及び任務」とおりとする。

(2) 高速道路現場警備本部の設置

高速道路交通警察隊長は、高速道路現場警備本部を設置し、首都高速道路及び高速自動車国道（以下「首都高速道路等」という。）の交通対策に当たるものとする。

2 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整に当たるものとする。

3 警察署

警察署長は、現場警備本部を設置し、交通対策に従事する部隊を編成するとともに、緊急自動車専用路（実施計画に基づき、緊急自動車及び道路点検車等（以下「緊急自動車等」という。）以外の車両の通行を禁止する道路として指定された路線をいう。以下同じ。）又は緊急交通路（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第76条第1項の規定により、緊急通行車両以外の車両の通行の禁止又は制限をする道路の区間をいう。以下同じ。）の確保及び都心部の交通総量の抑制のための交通規制を始め、交通広報等の交通対策に当たるものとする。

第4章 交通規制等の措置

1 第一次交通規制

(1) 交通対策本部長は、大地震が発生したことを認知した場合は、速やかに都内における被害状況並びに道路及び交通状況（以下「道路交通状況」という。）を把握して、実施計画に基づく第一次交通規制として次の交通対策について指揮に当たるものとする。

ア 環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること。

イ 道路の損壊等により都心部の交通に著しい支障があると認めるときは、一時的に環状7号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止すること。

ウ 環状8号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制すること。

エ 実施計画別表第16の「指定7路線」に掲げる路線（以下「指定7路線」という。）を緊急自動車専用路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止すること。

オ 被害状況及び道路交通状況に応じて、前アからエまでの交通規制を拡大し、若しくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施すること。

カ 幹線道路の主要交差点において交通整理を行い、交通の混乱を防止すること。

(2) 交通管制課長は、防災型信号機を作動させて、前(1)のア及びウの交通対策を実施するものとする。

(3) 交通機動隊長は、緊急自動車専用路及び環状7号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間の被害状況及び道路交通状況の視察並びに別に交通部長が指定する危険箇所（以下「指定危険箇所」という。）の点検を実施するとともに、警察署長と連携して、前記(1)のア、イ、エ及びオの交通対策を実施するものとする。

資料 20411

- (4) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記(1)のエの交通対策を実施するとともに、道路管理者と連携して首都高速道路等の損壊状況の視察及び指定危険箇所の点検を実施するものとする。
- (5) 警察署長は、別に交通部長が指定する交差点（以下「配置指定交差点」という。）に要員を配置して、前記(1)のア、イ及びエからカまでの交通対策を実施するものとする。

2 第二次交通規制

- (1) 交通対策本部長は、第一次交通規制の実施後、被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等（以下「被害状況等」という。）を勘案し、実施計画に基づく第二次交通規制として、次の交通対策について指揮に当たるものとする。
 - ア 前1の(1)のアからウまで及びオにより実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により、規制範囲を拡大し、又は縮小すること。
 - イ 前1の(1)のエ及びオにより指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として優先して指定するとともに、被害状況等に応じて、原則として実施計画別表第17の「指定31路線」に掲げる路線（以下「指定31路線」という。）の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両及び第二次交通規制の対象から除外する車両として東京都公安委員会の意思決定のあった車両（以下「緊急通行車両等」という。）以外の車両の通行を禁止すること。
- (2) 交通機動隊長は、前(1)の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (3) 高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等における前記(1)のイの交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び隊本部において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (4) 警察署長は、前記(1)の交通対策を実施するとともに、別に交通部長が指定する場所に交通検問所を設置して、当該交通検問所及び警察署において緊急通行車両等の確認事務を実施するものとする。
- (5) 交通規制課長は、警視庁本部庁舎において、緊急通行車両等の確認事務を行うものとする。

第5 被害状況及び道路交通状況の実態把握要領

被害状況及び道路交通状況の情報収集は、次によるものとする。

- 1 交通規制課長は、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等関係機関との情報連絡網を通じ、道路交通情報の収集及び交通規制情報の提供に当たること。
- 2 交通管制課長は、警視庁交通管制センターの運用により道路交通情報の収集及び提供に当たること。
- 3 交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「交通機動隊長等」という。）は、第一次交通規制の実施に際しては、緊急自動車専用路及び環状7号線をはじめとした主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間の被害状況及び道路交通状況の視察並びに指定危険箇所の点検を行い、その結果について速やかに交通対策本部長に報告すること。
- 4 警察署長は、管内の主要幹線道路の被害状況及び道路交通状況の的確な把握に努めるとともに、把握した状況について速やかに交通対策本部長に報告すること。

第6 交通規制等の具体的実施要領

1 第一次交通規制

関係所属長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の要領により交通対策を実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、第一次交通規制を実施するに当たっては、あらかじめ交通規制の内容、実施時間等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

(2) 環状7号線における流入規制

ア 交通機動隊長は、警察署長が行う車両の流入規制の支援に当たるとともに、環状7号線及びその周辺の被害状況及び道路交通状況について視察を実施し、その結果を速やかに交通対策本部長へ報告すること。

イ 警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置して、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止すること。

ウ 交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状7号線から都心方向へ流入する車両が通行できない信号現示に変更すること。

(3) 環状8号線における流入抑制

交通管制課長は、防災型信号機を作動させ、環状8号線から都心方向への車両の通行を抑制する信号現示に変更すること。

(4) 緊急自動車専用路の確保

ア 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と協力して車両の通行禁止規制を実施するとともに、首都高速道路等を

通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させること。

また、首都高速道路等の損壊状況等の視察、指定危険箇所の点検及び道路管理者が実施する道路点検状況の確認を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

イ 交通機動隊長は、速やかに緊急自動車専用路及びその周辺の被害状況及び道路交通状況の視察並びに指定危険箇所の点検を行い、その結果を交通対策本部長に報告すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐（停）車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐（停）車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐（停）車させること。

ウ 緊急自動車専用路を管轄する警察署長は、配置指定交差点に警察官を配置し、緊急自動車専用路における緊急自動車等以外の車両の通行を禁止すること。

また、緊急自動車専用路を通行している車両をう回路に誘導するとともに、駐（停）車車両を道路外に誘導すること。この場合において、なお道路上に駐（停）車している車両は、緊急自動車専用路以外の道路の左側端に駐（停）車させること。

(5) 幹線道路の交通対策

警察署長は、幹線道路の配置指定交差点に警察官を配置し、交通整理等必要な交通対策を行い、交通の混乱を防止するとともに、帰宅困難者（実施計画第3の9に規定する帰宅困難者をいう。以下同じ。）の一時滞在施設等への誘導を行うこと。

2 第二次交通規制

関係所属長は、第二次交通規制を実施するに当たっては、交通対策本部長の命令により、次の交通対策を実施するものとする。

(1) 警察庁等との調整

交通規制課長は、規制開始時間、対象車種等について警察庁及び隣接県警察と調整を行うこと。

(2) 緊急交通路の確保

ア 交通規制課長は、道路管理者、ライフライン関連事業者及び道路標識設置業者との連絡調整を徹底し、損壊した緊急交通路の応急復旧及び道路啓開を図ること。

イ 警察署長は、緊急交通路上に設置されている可変式道路標識の表示を「災害対策基本法に基づく車両通行止」の標示に変えるとともに、車両の通行を禁止する標示幕を設置すること。

ウ 警察署長及び交通機動隊長等は、現場広報により、緊急交通路を通行している車両を緊急交通路以外の道路又は道路外に速やかに誘導すること。

エ 高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等における入路からの車両の通行を禁止すること。

オ 首都高速道路等の入路を管轄する警察署長は、入路に「災害対策基本法に基づく車両通行止」の標示を設置し、車両の通行を禁止する措置をとること。

(3) 緊急通行車両等の確認事務

緊急通行車両等の確認事務の実施要領については、交通部長が別に定める。

3 交通規制の実施報告（通知）

(1) 交通規制課長は、車両の通行の禁止又は制限の対象、区域（区間）、期間、理由等交通規制の内容を速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告（通知）するものとする。

(2) 既に行われている交通規制を変更する場合は、事前に、又は事後速やかに警察庁、関係県警察及び道路管理者に報告（通知）するものとする。

4 う回路の交通整理

警察署長は、環状7号線以外のう回路となる路線の配置指定交差点においては、次の交通対策を実施するものとする。

(1) 都心方向への車両の流入を抑制する現場広報を実施すること。

(2) 緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を最優先にした交通整理を実施すること。

(3) 帰宅困難者及び自転車の整理誘導を的確に行い、交差点付近における渋滞解消に努めること。

5 放置車両対策等

関係所属長は、緊急自動車等及び緊急通行車両等の通行を確保するため、次の放置車両対策等を実施するものとする。

(1) 警察署長及び交通機動隊長等は、緊急自動車専用路、緊急交通路に指定された道路及び環状7号線等の主要幹線道路において、通行の妨害となっている車両その他の物件を道路管理者と連携して排除するよう努めるとともに、

資料 20411

当該物件の所有者、占有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に対し、これを移動するなどの必要な措置（以下「移動措置」という。）をとらせること。

(2) 前(1)に規定する放置車両対策等に従事する警察官は、所有者等が現場にいないため、自らが移動措置をとる場合は、必要な限度を超えて措置することのないよう十分留意すること。

(3) 警察署長及び交通機動隊長等は、所有者等に移動措置をとらせた場合又は自所属の警察官が移動措置をとった場合は、その内容を速やかに道路管理者に通知するとともに、交通対策本部長に報告すること。

また、道路管理者から移動措置に係る情報の提供を受けた場合は、その内容を速やかに交通対策本部長に報告すること。

(4) 交通規制課長は、交通対策本部長の命令により、道路管理者に対し、必要な措置をとるように要請（災害対策基本法第76条の4第1項の規定による要請をいう。）をすること。

(5) 駐車対策課長は、交通対策本部長の命令により、災害発生時に指定する道路の区間等に係る道路管理者からの通知（災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）第33条の3第1項の規定による通知をいう。）を受領した場合は、その内容を速やかに関係所属長に連絡すること。

6 交通対策本部直轄部隊等の運用

(1) 交通総務課長は、交通機動隊員で構成される交通対策本部直轄部隊を編成し、第一次交通規制及び第二次交通規制の支援、突発事案の対応等に当たらせるものとする。

(2) 交通総務課長は、交通対策本部要員及び交通部主管業務の処理に必要な最小限の要員を除く要員で交通本部部隊を編成し、交差点配置、交通検問所設置等の支援に当たらせるものとする。

7 広域緊急援助隊（交通部隊）等の運用

(1) 交通総務課長は、関係所属長と協議し、道府県警察から派遣された広域緊急援助隊（交通部隊）の受援に必要な事項について調整を行うとともに、効果的な運用を図るものとする。

(2) 交通機動隊長は、前（1）の調整に従い、広域緊急援助隊（交通部隊）の受援を行うものとする。

8 交通規制支援ボランティア等の活用

(1) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア（交通規制支援ボランティア運用要綱（平成24年5月22日通達甲（交.規.規3）第12号）第3に規定する交通規制支援ボランティアをいう。以下同じ。）等に対し、配置指定交差点等における交通規制の補助活動を要請するものとする。

(2) 警察署長は、警備業者、交通規制支援ボランティア等に、交通規制の補助活動を行わせる場合は、原則として、警察官の配置されている交差点に配置するものとし、活動中における受傷事故防止に特段の配慮をするものとする。

9 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

10 装備資器（機）材の効果的な活用

(1) 警察署長及び交通機動隊長等は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セーフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器（機）材を効果的に活用し、受傷事故防止に留意するほか、長時間となる交通規制を限られた交通規制要員で効果的に実施するものとする。

(2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器（機）材の効果的な活用を図るものとする。

第7 大規模停電対策

1 信号機減灯対策

(1) 事前対策

ア 信号機用発動発電機等の整備

交通管制課長は、大規模停電による信号機の減灯に備え、自動起動式発動発電機等の停電時に電源を供給する装置（以下「信号機用発動発電機等」という。）の整備を促進するものとする。

イ 信号機用発動発電機等の点検

警察署長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）は、信号機等管理要綱（平成23年12月22日通達甲（交.管.計）第19号）に基づき、信号機用発動発電機等の点検を行うものとする。

ウ 配置計画の策定

警察署長は、管内における信号機用発動発電機等の整備状況、交通実態等を踏まえ、実施計画に基づき、警察官を配置する交差点の優先順位、警備業者、交通規制支援ボランティア等の活用方法等についてあらかじめ決めておくものとする。この場合において、警察官を配置する交差点については、配置指定交差点を優先するものとする。

エ 装備資器（機）材の確認

警察署長等は、可搬式発動発電機、信号機接続ケーブル等の信号機の滅灯時に必要な装備資器（機）材の保管状況について、随時、確認しておくものとする。

オ 教養及び訓練の実施

関係所属長は、信号機が滅灯した場合に備え、自所属の警察官に対し、手信号等による交通整理の訓練及び可搬式発動発電機等の装備資器（機）材の操作要領の教養を、随時、実施するものとする。

カ 手信号等の周知徹底

関係所属長は、実施計画に基づき、都民に対して、信号機滅灯時の警察官の措置、手信号等の意味、交差点における他の車両等との関係等信号機による交通整理が行われていない場合の交通ルールについて周知徹底を図るものとする。

(2) 信号機滅灯時の対応

ア 警察署長は、前(1)のウにより策定した配置計画に基づき、交差点に警察官を配置して交通の混乱の防止に努めるものとする。この場合において、被害状況その他の理由により、必要な交差点に警察官を配置することができないときは、必要な配置要員が確保できるまでの間、交通総務課長（交通対策本部経由）に対し、交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を行うこと。

イ 前アにより交通対策本部直轄部隊等の派遣要請を受けた交通総務課長は、交通対策本部直轄部隊等の中から必要な人員を派遣するものとする。

ウ 警察署長は、信号機の滅灯が長時間にわたる場合は、信号機用発動発電機等への燃料補給を行うものとする。

2 可変式規制標識及び中央線変移システムの対応

(1) 可変式規制標識

警察署長等は、大規模停電発生時には、速やかに管轄区域又は担当区域内の可変式規制標識の表示について確認を行い、交通事故を誘発するおそれがある場合は、表示を変更し、又は被覆するなどの必要な措置をとるものとする。

(2) 中央線変移システム

交通規制課長は、大規模停電発生時には、速やかに中央線変移システムの作動状況について確認を行い、交通管理上問題が生じている場合は、交通管理上支障のない道路標示に変更する措置をとるものとする。

第8 広報活動

大震災発生時等の交通規制計画、運転者のとるべき措置等について、次により広報活動を徹底し、都民に周知浸透を図るものとする。

1 事前の広報

(1) 警視庁本部

ア 警視庁ホームページに掲載すること。

イ 運転免許更新時講習、処分者講習等の機会を活用し、運転免許保有者に対する周知を図ること。

ウ 自動車運送事業者等車両を使用している事業者に対し、大震災発生後等の車両利用抑制について要請を徹底すること。

エ 広報用の小冊子、チラシ、DVD等の広報資料を作成し、防災訓練、部外との各種会議等の機会に配布し、又は上映すること。

オ 指定7路線、指定31路線及び環状7号線上に設置された可変式規制標識又は大型案内標識の裏面を活用するなどして、当該路線は大震災発生時等に車両通行止めとなる路線であることを表示し、平素から地域住民及びドライバーに周知徹底を図ること。

カ 大震災発生時等の交通規制訓練等を通じ、震災時の交通規制について広く都民に周知徹底を図ること。

(2) 方面本部

方面区内各警察署における広報活動の状況を把握し、総合的な調整を図ること。

(3) 警察署

ア 自治体の発行する広報紙（誌）への登載を依頼し、地域住民に対して周知徹底を図ること。

イ 広報用の小冊子、チラシ等を警察署受付窓口、交番等に備え付けて来訪者に配布するとともに、各種講習会、会議等では、広報用DVDを上映するなど広報資料の活用を図ること。

2 大震災発生後等の広報

(1) 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者及び一般家庭に向けた避難時の車両利用の抑制、交通規制への協力の呼び掛け等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

資料 20411

(2) 運転者等に対する広報

警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況及び次の事項について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

ア 原則として、現に車両を運転中の運転者を除いて、車両を使用しないこと。

イ 現に車両を運転中の運転者は、速やかに緊急自動車専用路及び緊急交通路以外の道路又は道路外に車両を移動させ、目的地に到着後は車両を使用しないこと。

ウ 首都高速道路等を通行している車両の運転者は、次の原則を守ること。

(ア) 慌てずに減速した後、右車線を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けるため左側に寄せて停車し（渋滞等で左側に寄せられない場合は、右側に寄せ、道路中央部分を緊急自動車等用又は緊急通行車両等用の通行路として空けること。）、エンジンを止める。

(イ) カーラジオ等で、地震情報、交通情報等を聞いて状況を把握する。

(ウ) 危険が切迫している場合以外は、自分の判断のみだりに走行しない。

(エ) カーラジオ、交通情報板等による警察、首都高速道路株式会社等からの指示、案内又は誘導に従って行動する。

エ やむを得ず車両を道路上に置いて避難する場合は、次の原則を守ること。

(ア) 交差点を避け、道路の左側端に寄せて停車する。

(イ) エンジンを止め、エンジンキーは付けたままとする。

(ウ) 窓は閉め、ドアはロックしない。

(エ) 貴重品を車内に残さない。

(3) 帰宅困難者への情報発信

ア 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。

イ 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前アにより交通対策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

第9 留意事項

1 装備資器（機）材の点検及び整備

関係所属長は、平素から、次により装備資器（機）材の点検及び整備に努めるものとする。

(1) 定期的に点検し、故障品等については、速やかに修理し、又は交換するなど、機能保持に努めること。

(2) 有事の際はいつでも使用できるように用途別、品目別等に分類し、整理保管しておくこと。

2 的確な都民応接

大震災等の発生に伴う交通対策の実施に当たっては、確固たる信念、旺盛な使命感、粘り強い行動力等を発揮するとともに、都民の窮状を理解して迅速かつ的確な対応をすることにより、都民の期待と信頼に応えるよう努めるものとする。

3 受傷事故防止

大震災等発生時における現場活動は、パニック状態の下で行うことから、装備資器（機）材の有効活用を図りながら、受傷事故防止には特段の留意をするものとする。

第3章 震度5強の地震発生に伴う交通対策

第10 実施体制

震度5強の地震（以下「地震」という。）が発生し、甲号総合警備本部が設置された場合は、次により交通対策を実施するものとする。

1 警視庁本部

(1) 地震により、複数方面区内にわたり著しい交通渋滞が発生し、又はその発生が予想され、広域的な交通対策を実施する必要がある場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通部長を対策本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。

(2) 広域的な交通対策を実施する必要がない場合は、実施計画に基づき、交通対策指揮室内に交通規制課長を本部長とする交通対策本部を設置し、甲号総合警備本部と連携の上、交通対策全般の指揮に当たること。

2 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、道路管理者と連携し、首都高速道路等の損壊状況の視察及び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本部へ報告すること。

3 交通機動隊

交通機動隊長は、別に交通部長が指定する道路の区間における視察及び指定危険箇所の点検を実施し、交通対策本

部へ報告すること。

4 方面本部

方面本部長は、担当方面区内各警察署との連絡調整を図ること。

5 警察署

警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等の主要交差点に警察官を配置して帰宅困難者及び車両に対する交通整理を行い、交通の混乱が生じないようにすること。

第11 交通対策の具体的実施要領

1 交通対策本部

交通対策本部長は、都内における帰宅困難者の滞留状況、交通渋滞の発生状況等を把握し、必要に応じて実施計画に基づく第一次交通規制に準じ、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制及び環状8号線から都心方向への車両の流入抑制を実施するものとする。

2 警察署

(1) 警察署長は、管内の駅周辺、繁華街、幹線道路等における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況を把握し、交通の混乱が生じないための交通整理及び帰宅困難者に対する一時滞在施設等への誘導を実施するとともに、その状況について交通対策本部に報告するものとする。

(2) 警察署長は、環状7号線から都心方向への車両の流入禁止規制を実施する場合は、第一次交通規制に準じ、配置指定交差点に警察官を配置し、環状7号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止するものとする。

3 交通機動隊

(1) 交通機動隊長は、主要幹線道路のうち別に交通部長が指定する区間における帰宅困難者の滞留状況及び交通渋滞の発生状況について速やかに視察を行い、その結果を交通対策本部へ報告するものとする。

(2) 交通機動隊長は、警察署長と連携して、交通規制の実施状況及び一時滞在施設の開設状況等について広報を実施するものとする。

(3) 交通機動隊長は、環状7号線から都心方向への車両の流入規制を実施する場合は、環状7号線及びその周辺道路において交通規制の実施状況について広報を実施するものとする。

4 高速道路交通警察隊

高速道路交通警察隊長は、首都高速道路等の管理者と連携し、首都高速道路等を通行している車両を可能な限り直近の出路等を利用して一般道路に流出させるものとする。

5 装備資器（機）材の効果的な活用

(1) 交通対策本部長及び警察署長は、サインカー、誘導標識車等の車両を有効に活用するほか、ロープ、セイフティーコーン、A型バリケード、照明ライト、検問停止灯等の装備資器（機）材を効果的に活用し、交通の安全と円滑を図るための交通対策を効果的に実施するものとする。

(2) 配置指定交差点に配置された警察官は、当該交差点に配備されている交通規制用装備資器（機）材の効果的な活用を図るものとする。

6 交通管制システムの効果的な運用

交通管制課長は、防災型信号機、交通情報板、交通テレビシステム等を活用するなど、交通管制システムの効果的な運用を図るものとする。

第12 広報活動

1 報道機関等に対する広報の要請

交通総務課長は、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、会社、学校、一般家庭及び運転者に向けた家族の送迎、避難等のための車両利用の抑制、交通渋滞対策への協力等について、放送要請及び報道要請を行うものとする。

2 運転者等に対する広報

交通総務課長、警察署長及び交通機動隊長等は、交通規制の実施状況について、サインカー、誘導標識車、交通取締用四輪車、警ら用無線自動車、白バイ、広報車等の車両により活発な広報を実施するものとする。

3 帰宅困難者への情報発信

(1) 交通対策本部長は、公共交通機関等の運行状況及び一時滞在施設の開設状況等の情報を確実に把握し、警察署及び現場警察官に対し伝達するものとする。

(2) 警察署長及び現場警察官は、駅周辺及び主要交差点周辺に滞留している帰宅困難者に対し、前(1)により交通対策本部長から伝達された情報を発信し、交通の整序化を図るものとする。

資料 20412	震災消防活動（東京消防庁）
----------	---------------

項目	内容
活動方針	<ul style="list-style-type: none"> ○延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。 ○震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 ○延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	<ul style="list-style-type: none"> ○地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 ○地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ○防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 ○延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。この場合、巨大水利等の取水源がある場合には、遠距離送水装備を運用する。 ○道路閉塞、瓦れき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災市民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	<ul style="list-style-type: none"> ○特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、消防救助機動部隊（ハイパーレスキュー）の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 ○救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 ○救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等を連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 ○救急救命士等のトリアージに基づき、救急度の高い傷病者を最優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 ○警視庁、自衛隊、東京DMAT、防災市民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	<ul style="list-style-type: none"> ○警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 ○震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 ○関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。
航空隊の活動	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模な地震が発生した場合、又は被害の発生が予想される場合は、直ちに情報収集活動を行う。 ○飛行環境の許容する範囲内で、地上消防部隊との連携のもと消防活動を行う。 ○消火活動を行う航空機に対し、航空消防活動の調整及び上空からの指揮を行う。 ○消防部隊及び使用資器材等の輸送を行う。 ○上空からの必要な情報の伝達、広報活動を行う。 ○救急患者、医師、医薬品等の輸送を行う。

資料 20413

自衛隊災害派遣の範囲

1 災害派遣の範囲

自衛隊の災害派遣には災害の様相等に対応して、次のような方法がある。

(1) 知事の要請による災害派遣

- ア 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- イ 災害に際し、被害がまさに発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- ウ 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区市町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合

(2) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- ア 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区市町村長または警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- イ 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- ウ 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- エ 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- オ 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- カ 庁舎・営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

2 災害派遣要請の手続等

(1) 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。

- ア 災害の情况及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(2) 区市町村長は、当該区市町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。

(3) 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長（東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。）が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、上記に掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局（総合防災部防災対策課）に依頼する。

(4) 緊急避難、人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。

(5) 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知する。

3 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班又は現地調整所と協議して行う。

4 経費の負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。

これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊防空システム運用隊等と協定を締結する。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費

資料 20413

(5) 島しょ部に係る輸送料等

(6) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

資料 20414	ヘリコプター発着可能地点
----------	--------------

施設	所在地	発着場面積 辺 (m) × 辺 (m)	適否			備考
			小型	中型	大型	
第一小学校	新川六丁目 4 番 32 号	75×50	○	○	○	
第二小学校	野崎三丁目 19 番 1 号	100×70	○	○	○	
第三小学校	上連雀四丁目 12 番 3 号	60×70	○	○	×	
第四小学校	下連雀一丁目 25 番 1 号	80×50	○	○	○	
第五小学校	井の頭二丁目 34 番 21 号	60×50	○	○	×	
第六小学校	下連雀六丁目 13 番 1 号	50×50	○	○	×	
第七小学校	上連雀七丁目 7 番 7 号	70×50	○	○	×	
大沢台小学校	大沢二丁目 6 番 18 号	80×60	○	○	○	
高山小学校	牟礼四丁目 6 番 12 号	60×50	○	○	×	
南浦小学校	下連雀九丁目 9 番 1 号	70×60	○	○	×	
中原小学校	中原二丁目 12 番 13 号	80×60	○	○	○	
北野小学校	北野三丁目 1 番 5 号	70×60	○	○	×	
井口小学校	井口三丁目 7 番 11 号	80×50	○	○	○	
東台小学校	中原二丁目 17 番 37 号	90×60	○	○	○	
羽沢小学校	大沢四丁目 9 番 1 号	70×50	○	○	×	
第一中学校	下連雀九丁目 10 番 1 号	140×80	○	○	○	ヘリポート 指定場所
第二中学校	野崎三丁目 14 番 1 号	100×100	○	○	○	
第三中学校	牟礼四丁目 13 番 8 号	60×60	○	○	×	
第四中学校	上連雀四丁目 18 番 7 号	80×50	○	○	○	
第五中学校	新川一丁目 7 番 20 号	70×60	○	○	×	
第六中学校	新川二丁目 12 番 17 号	110×50	○	○	○	
第七中学校	大沢二丁目 11 番 12 号	110×60	○	○	○	

資料 20415 ヘリコプター発着場基準及び表示要領（自衛隊）

区分	条件	標	準
発着基準	OH-1		
	UH-1H (J) UH-2 (中型機)		
	UH-60JA (中型機)		
	SH-60J (中型機)		
	CH-47J CH-47JA (大型機)		

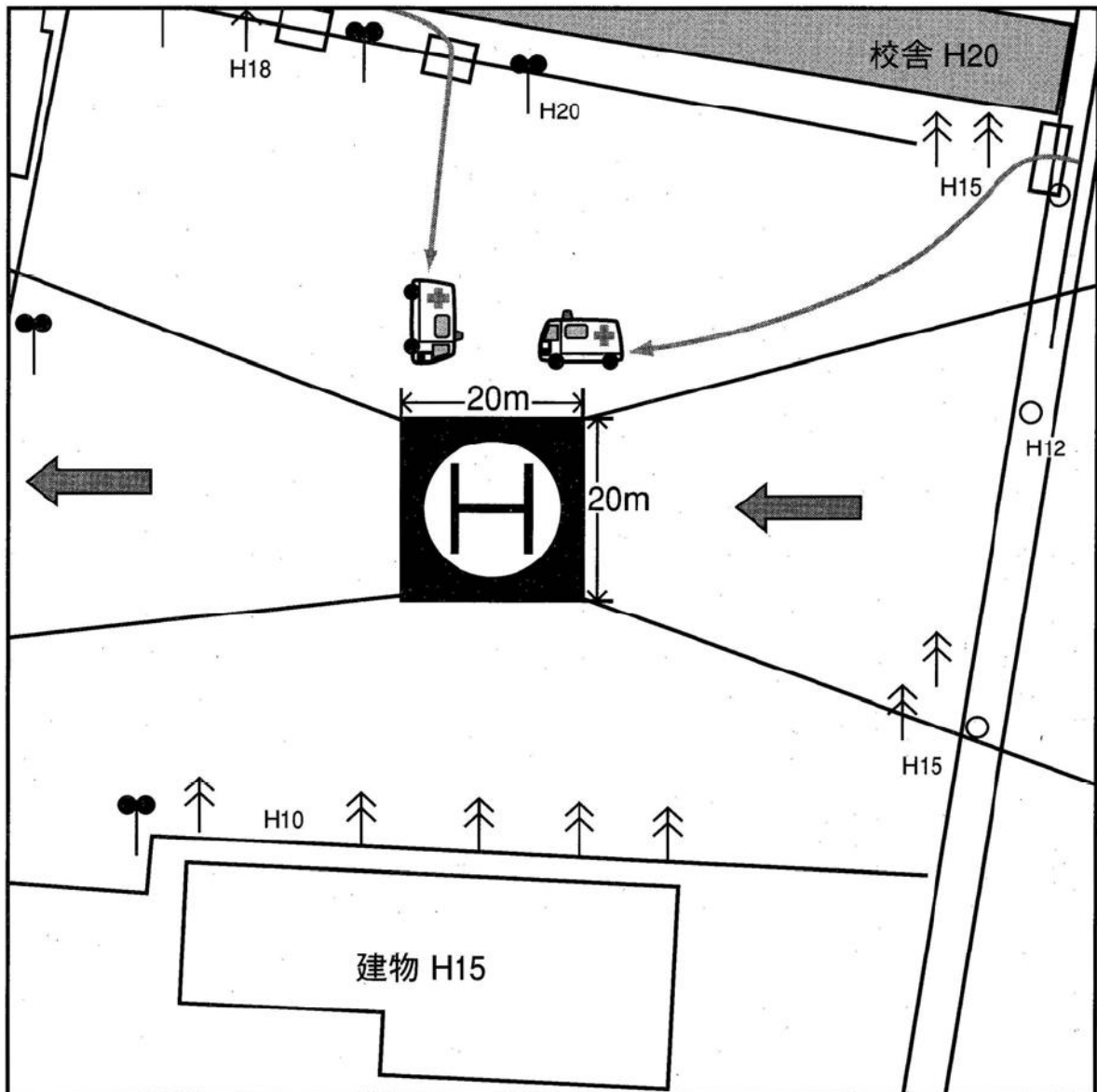
	EC-225	
	表示要領	<ol style="list-style-type: none"> 1 着 陸 点：着陸点付近のほぼ中央に石灰等で直径4m以上の円を描き、中央にHと記す。 2 風向指示器：着陸点付近（着陸点からなるべく離れた地点）に吹き流し、又は旗を立てる <ol style="list-style-type: none"> (1) 布製 (2) 風速25m/秒に耐えられる強度

資料 20416	医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地
----------	-----------------------

災害拠点病院	ヘリコプター緊急離着陸場候補地	所在地	
杏林大学医学部付属病院	第一中学校校庭	下連雀九丁目 10 番 1 号	校庭
	杏林大学医学部付属病院ヘリポート	新川六丁目 20 番 2 号	屋上施設

資料 20417	市内の災害時臨時離着陸場候補地一覧
----------	-------------------

施設名	所在地	確保面積 (㎡)	現況
第一中学校	下連雀九丁目 10 番 1 号	11,200	校庭
大沢野川グラウンド	大沢五丁目 21 番	9,600	サッカー場
杏林大学医学部付属病院ヘリポート	新川六丁目 20 番 2 号	576	屋上施設



(参考) 第一中学校平面図

資料 20418	災害派遣部隊の活動内容
----------	-------------

区分	活動内容
都の域内を担当する組織	○陸上自衛隊 第1師団司令部 災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 ○海上自衛隊 横須賀地方総監部 ○航空自衛隊 作戦システム運用隊本部
被害状況の把握	○車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火にあたる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路の障害物除去	○道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去にあたる。
応急医療、救護及び防疫	○被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	○緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○被災者に対し、炊飯、給水、入浴及び宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸与又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	○その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

資料 20501	防災行政無線同報系屋外拡声子局設置場所
----------	---------------------

No.	設置場所	所在	No.	設置場所	所在
1	大沢れんげ児童遊園	大沢四丁目 13 番 11 号	28	上連雀保育園	上連雀五丁目 1 番 27 号
2	大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目 25 番 30 号	29	上連雀堀合地区公会堂	上連雀一丁目 15 番 15 号
3	大沢わかさ児童遊園	大沢五丁目 19 番 1 号	30	井の頭地区公会堂	井の頭五丁目 10 番 24 号
4	国立天文台	大沢二丁目 21 番 1 号	31	井の頭公園駅前	井の頭三丁目 35 番
5	しんぐるま	大沢六丁目 10 番	32	第五小学校	井の頭二丁目 34 番 21 号
6	大沢台小学校	大沢二丁目 6 番 18 号	33	三鷹台児童遊園	井の頭二丁目 21 番 18 号
7	大沢地区公会堂	大沢三丁目 4 番 3 号	34	三鷹台児童公園	井の頭一丁目 3 番 26 号
8	大沢むつみ児童遊園	大沢三丁目 10 番 21 号	35	井の頭上水こみち児童遊園	井の頭一丁目 7 番 37 号
9	西野保育園	深大寺三丁目 3 番 10 号	36	NTTデータ三鷹ビル	下連雀五丁目 7 番 1 号
10	井口第2都営児童遊園	井口五丁目 4 番 7 号	36	第三中学校	牟礼四丁目 13 番 8 号
11	井口小学校	井口三丁目 7 番 11 号	38	第五分団詰所	牟礼六丁目 1 番 3 号
12	井口コミュニティ・センター	井口一丁目 13 番 32 号	39	牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目 6 番 25 号
13	第二小学校	野崎三丁目 19 番 1 号	40	東多世代交流センター	牟礼二丁目 13 番 19 号
14	野崎2号水源	野崎四丁目 3 番 5 号	41	第一小学校	新川六丁目 4 番 32 号
15	野崎八幡社	野崎一丁目 23 番 1 号	42	第六中学校	新川二丁目 12 番 17 号
16	上連雀浄水所	上連雀九丁目 41 番 4 号	43	新川二丁目交差点	北野三丁目 13 番
17	第七小学校	上連雀七丁目 7 番 7 号	44	北野小学校	北野三丁目 1 番 5 号
18	山中第2児童遊園	上連雀八丁目 26 番 1 号	45	北野一丁目	北野一丁目 2 番 12 号
19	市役所本庁舎	野崎一丁目 1 番 1 号	46	北野こまどり児童遊園	北野四丁目 7 番 20 号
20	大成高校グラウンド	下連雀七丁目 17 番 20 号	47	第一小学童保育所	新川三丁目 21 番 2 号
21	第六小学校	下連雀六丁目 13 番 1 号	48	休局	—
22	下連雀きつねくぼ児童遊園	下連雀一丁目 9 番 18 号	49	第五中学校	新川一丁目 7 番 20 号
23	第四小学校	下連雀一丁目 25 番 1 号	50	新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目 11 番 1 号
24	三鷹消防署下連雀出張所	下連雀四丁目 15 番 28 号	51	中原青少年広場	中原四丁目 17 番 19 号
25	下連雀児童公園	下連雀三丁目 6 番 18 号	52	中原小学校	中原二丁目 12 番 13 号
26	三鷹三菱ビル	下連雀三丁目 26 番 12 号	53	中原地区公会堂	中原四丁目 5 番 13 号
27	第三小学校	上連雀四丁目 12 番 3 号	54	中原一丁目	中原一丁目 7 番 38 号

資料 20502	防災行政MCA無線システム配置場所
----------	-------------------

No.	局種別	局番号	局名称	所在
1	携帯局	001	市長携帯	
2	携帯局	002	副市長1	
3	携帯局	003	副市長2	
4	携帯局	004	教育長	
5	半固定ポータブル局	010	市長室	本庁舎3階 市長室
6	半固定局	011	三鷹警察署	上連雀八丁目2番36号
7	半固定局	012	東京ガスグループ	世田谷区粕谷一丁目7番3号粕谷ビル
8	半固定局	013	東京電力パワーグリッド(株)武蔵野支社	武蔵野市西久保一丁目6番24号
9	半固定局	014	NTT東日本(株)	府中市八幡町一丁目1番地
10	半固定局	015	東日本旅客鉄道(株)八王子支社三鷹駅	下連雀三丁目46番1号
11	半固定局	016	小田急バス(株)	武蔵野市境南町五丁目1番1号
12	半固定局	017	三鷹商工会	下連雀三丁目37番15号
13	半固定局	018	(公財)三鷹国際交流協会	下連雀三丁目30番12号
14	半固定局	019	三鷹消防署	下連雀九丁目2番17号
15	半固定局	020	三鷹市社会福祉協議会	元気創造プラザ3階
16	半固定局	021	ボランティアセンター	上連雀八丁目3番10号
17	半固定局	022	株式会社まちづくり三鷹	下連雀三丁目38番4号
18	半固定局	023	芸術文化センター	上連雀六丁目12番14号
19	指令局	091	指令1	元気創造プラザ5階
20	指令局	092	指令2	元気創造プラザ5階
21	指令局	093	指令3	元気創造プラザ5階
22	指令局	094	指令4	元気創造プラザ5階
23	GPS指令局	099	防災課(GPS用)	元気創造プラザ5階
24	統制局	100	本部統制	元気創造プラザ5階
25	指令局	181	指令0	元気創造プラザ5階
26	半固定ポータブル局	200	契約管理課	第二庁舎3階 契約管理課
27	半固定ポータブル局	222	警備室	本庁舎地下1階 警備室
28	車載局	231	道路パトロール車	道路パトロール車
29	車載局	232	道路ダンプトラック	道路ダンプトラック
30	車載局	233	道路ゲート付トラック	道路ゲート付トラック
31	車載局	234	道路トラック(黄)	道路トラック(黄)
32	携帯局	239	道路交通携帯	道路交通携帯
33	車載局	241	水再生課作業車1	水再生課作業車1
34	車載局	242	水再生課作業車2	水再生課作業車2
35	携帯局	249	水再生携帯	水再生携帯
36	車載局	251	ごみ対策課パトロール1	ごみ対策課パトロール1
37	車載局	252	ごみ対策課パトロール2	ごみ対策課パトロール2
38	携帯局	259	ごみ対策携帯	ごみ対策携帯
39	車載局	281	安全安心パト車1	安全安心パト車1
40	車載局	282	安全安心パト車2	安全安心パト車2
41	車載局	283	安全安心パト車3	安全安心パト車3
42	携帯局	289	安全安心携帯	安全安心携帯

No.	局名	局番号	局名称	所在
43	半固定ポータブル局	300	生活環境部	第二庁舎2階 コミュニティ創生課
44	半固定局	310	大沢コミュニティ・センター	大沢四丁目25番30号
45	携帯局	311	大沢携帯1	大沢四丁目25番30号
46	携帯局	312	大沢携帯2	大沢四丁目25番30号
47	半固定局	320	牟礼コミュニティ・センター	牟礼七丁目6番25号
48	携帯局	321	東部携帯1	牟礼七丁目6番25号
49	携帯局	322	東部携帯2	牟礼七丁目6番25号
50	半固定局	330	井口コミュニティ・センター	井口一丁目13番32号
51	携帯局	331	西部携帯1	井口一丁目13番32号
52	携帯局	332	西部携帯2	井口一丁目13番32号
53	半固定局	340	井の頭コミュニティ・センター	井の頭二丁目32番30号
54	携帯局	341	井の頭携帯1	井の頭二丁目32番30号
55	携帯局	342	井の頭携帯2	井の頭二丁目32番30号
56	半固定局	350	新川中原コミュニティ・センター	新川一丁目11番1号
57	携帯局	351	新川中原携帯1	新川一丁目11番1号
58	携帯局	352	新川中原携帯2	新川一丁目11番1号
59	半固定局	360	連雀コミュニティ・センター	下連雀七丁目15番4号
60	携帯局	361	連雀携帯1	下連雀七丁目15番4号
61	携帯局	362	連雀携帯2	下連雀七丁目15番4号
62	半固定局	370	三鷹駅前コミュニティ・センター	下連雀三丁目13番10号
63	携帯局	371	駅前携帯1	下連雀三丁目13番10号
64	携帯局	372	駅前携帯2	下連雀三丁目13番10号
65	指令局	400	教育センター1	教育センター1階 総務課
66	半固定局	401	第一小学校	新川六丁目4番32号
67	半固定局	402	第二小学校	野崎三丁目19番1号
68	半固定局	403	第三小学校	上連雀四丁目12番3号
69	半固定局	404	第四小学校	下連雀一丁目25番1号
70	半固定局	405	第五小学校	井の頭二丁目34番21号
71	半固定局	406	第六小学校	下連雀六丁目13番1号
72	半固定局	407	第七小学校	上連雀七丁目7番7号
73	半固定局	408	大沢台小学校	大沢二丁目6番18号
74	半固定局	409	高山小学校	牟礼四丁目6番12号
75	半固定局	410	南浦小学校	下連雀九丁目9番1号
76	半固定局	411	中原小学校	中原二丁目12番13号
77	半固定局	412	北野小学校	北野三丁目1番5号
78	半固定局	413	井口小学校	井口三丁目7番11号
79	半固定局	414	東台小学校	中原二丁目13番12号
80	半固定局	415	羽沢小学校	大沢四丁目9番1号
81	半固定ポータブル局	420	教育センター2	教育センター1階 総務課
82	半固定局	421	第一中学校	下連雀九丁目10番1号
83	半固定局	422	第二中学校	野崎三丁目14番1号
84	半固定局	423	第三中学校	牟礼四丁目13番8号
85	半固定局	424	第四中学校	上連雀四丁目18番7号
86	半固定局	425	第五中学校	新川一丁目7番20号
87	半固定局	426	第六中学校	新川二丁目12番17号
88	半固定局	427	第七中学校	大沢二丁目11番12号
89	半固定局	430	都立三鷹中等教育学校	新川六丁目21番21号
90	半固定局	440	明星学園小中学校	井の頭五丁目7番7号

No.	局名	局番号	局名称	所在
91	半固定局	450	国際基督教大学	大沢三丁目10番2号
92	半固定局	460	ルーテル学院大学	大沢三丁目10番20号
93	半固定ポータブル局	500	子ども政策部	本庁者4階 子ども育成課
94	半固定局	501	中央保育園	上連雀六丁目11番16号
95	半固定局	502	南浦東保育園	下連雀六丁目12番1号
96	半固定局	503	あけぼの保育園	上連雀四丁目11番21号
97	半固定局	504	新川保育園	新川五丁目7番2号
98	半固定局	505	三鷹南浦西保育園	下連雀七丁目2番1号
99	半固定局	506	地域福祉課	本庁舎5階 地域福祉課
100	半固定局	507	山中保育園	上連雀七丁目19番1号100
101	半固定局	508	赤とんぼ保育園	牟礼四丁目9番25号
102	半固定局	509	中原保育園	中原四丁目35番4号101
103	半固定局	510	下連雀保育園	下連雀四丁目19番4号
104	半固定局	511	上連雀保育園	上連雀五丁目1番27号
105	半固定局	512	野崎保育園	野崎三丁目12番11号
106	半固定局	513	東台保育園	中原二丁目7番39号
107	半固定局	514	牟礼保育園	牟礼七丁目4番52号
108	半固定局	515	大沢台保育園	大沢二丁目2番52号
109	半固定局	516	こじか保育園	新川六丁目7番8号
110	半固定局	517	三鷹駅前保育園	下連雀三丁目30番12号
111	半固定局	518	西野保育園	深大寺三丁目3番10号
112	半固定局	519	ちどりこども園	上連雀四丁目12番26号
113	半固定局	520	すくすくひろば	下連雀四丁目19番6号
114	半固定局	600	健康推進課	元気創造プラザ2階
115	半固定局	610	医師会	野崎一丁目7番23号
116	半固定局	620	薬剤師会	新川六丁目35番28号
117	半固定局	632	東京国際大塚病院	下連雀四丁目8番40号
118	半固定局	633	三鷹病院	下連雀五丁目1番1号
119	半固定局	634	篠原病院	下連雀六丁目13番10号
120	半固定局	635	野村病院	下連雀八丁目3番6号
121	半固定局	636	杏林大学病院	新川六丁目20番2号
122	半固定局	637	井之頭病院	上連雀四丁目14番1号
123	半固定局	638	三鷹中央病院	上連雀五丁目23番10号
124	半固定局	639	長谷川病院	大沢二丁目20番36号
125	半固定局	640	北野ハピネスセンター	北野一丁目9番29号
126	半固定局	641	下連雀複合施設	下連雀四丁目15番18号
127	半固定局	642	福祉コアかみれん	上連雀四丁目1番8号
128	半固定局	643	新川作業所	新川三丁目10番8号
129	半固定局	661	はなかいどう	牟礼六丁目12番30号
130	半固定局	662	予備機	
131	半固定局	663	東京弘済園 弘済ケアセンター	下連雀五丁目2番5号
132	半固定局	664	三鷹市高齢者センター けやき苑	深大寺二丁目29番13号
133	半固定局	665	恵比寿苑	牟礼一丁目9番20号
134	車載局	666	災害対策車	災害対策車
135	半固定局	667	ガーデンテラス仙川	北野四丁目8番40号
136	半固定局	668	ピオーネ三鷹	井口一丁目17番22号
137	半固定局	669	予備機	
138	半固定局	670	予備機	

資料 20502

No.	局名	局番号	局名称	所在
139	半固定ポータブル局	700	市民課	本庁舎 1階 市民課
140	半固定局	701	三鷹駅前市政窓口	下連雀三丁目 24番3号 202
141	半固定局	702	三鷹台市政窓口	井の頭二丁目 13番2号
142	半固定局	703	東部市政窓口	中原一丁目 29番 35号
143	半固定局	704	西部市政窓口	野崎三丁目 28番 11号
144	半固定ポータブル局	730	道路管理課	本庁舎5階 道路管理課
145	指令局	731	道路管理課 整備係	第三庁舎 1階 道路管理課整備係
146	半固定ポータブル局	740	水再生課	本庁舎5階 水再生課
147	半固定局	741	東部水再生センター	新川一丁目 1番1号
148	ポータブル局	742	井の頭ポンプ場	井の頭一丁目 4番 39号
149	半固定局	750	ごみ対策課	第二庁舎 2階 ごみ対策課
150	半固定局	751	ふじみ衛生組合	調布市深大寺東町七丁目 50番地 30号
151	半固定局	760	消費者活動センター	下連雀三丁目 22番7号
152	半固定局	770	市民協働センター	下連雀四丁目 17番 23号
153	半固定局	780	三鷹市星と森と絵本の家	大沢二丁目 21番3号
154	半固定局	781	三鷹の森ジブリ美術館	下連雀一丁目 1番 83号
155	GPS指令局	800	安全安心課 (GPS用)	元気創造プラザ5階
156	半固定ポータブル局	810	スポーツと文化部	第二庁舎 2階 芸術文化課
157	半固定ポータブル局	811	大沢グラウンド	大沢五丁目 7番1号
158	半固定局	820	三鷹図書館	上連雀八丁目 3番3号
159	半固定局	821	東部図書館	牟礼五丁目 8番 16号
160	半固定局	822	西部図書館	大沢二丁目 6番 47号
161	半固定局	823	駅前図書館	下連雀三丁目 13番 10号
162	半固定局	824	南部図書館	新川五丁目 14番 16号
163	半固定局	830	子ども発達支援センター	元気創造プラザ1階
164	半固定局	840	東多世代交流センター	牟礼二丁目 13番 19号
165	半固定局	850	西多世代交流センター	深大寺二丁目 3番5号
166	半固定局	900	資産税課	本庁舎 2階 資産税課
167	携帯局	901	みたか 901	元気創造プラザ5階
168	携帯局	902	みたか 902	元気創造プラザ5階
169	携帯局	903	みたか 903	元気創造プラザ5階
170	携帯局	904	みたか 904	元気創造プラザ5階
171	携帯局	905	みたか 905	元気創造プラザ5階
172	携帯局	906	みたか 906	元気創造プラザ5階
173	携帯局	907	みたか 907	元気創造プラザ5階
174	携帯局	908	みたか 908	元気創造プラザ5階
175	携帯局	909	みたか 909	元気創造プラザ5階
176	携帯局	910	みたか 910	元気創造プラザ5階
177	携帯局	911	みたか 911	元気創造プラザ5階
178	携帯局	912	みたか 912	元気創造プラザ5階
179	携帯局	913	みたか 913	元気創造プラザ5階
180	携帯局	914	みたか 914	元気創造プラザ5階
181	携帯局	915	みたか 915	元気創造プラザ5階
182	携帯局	916	みたか 916	元気創造プラザ5階
183	携帯局	917	みたか 917	元気創造プラザ5階
184	携帯局	918	みたか 918	元気創造プラザ5階
185	携帯局	919	みたか 919	元気創造プラザ5階
186	携帯局	920	みたか 920	元気創造プラザ5階

No.	局名	局番号	局名称	所在
187	携帯局	921	みたか921	元気創造プラザ5階
188	携帯局	922	みたか922	元気創造プラザ5階
189	携帯局	923	みたか923	元気創造プラザ5階
190	携帯局	924	みたか924	元気創造プラザ5階
191	携帯局	925	みたか925	元気創造プラザ5階
192	車載局	999	消防指令車	消防指令車

資料 20503	消防団M C A無線配置場所
----------	----------------

1 市役所

グループ		無線番号	施設名	
全局	12	999	三鷹市役所総務部防災課執務室内	基地局
		900	三鷹市災害対策車	車載局
		901	三鷹市消防指令車	車載局
		991	三鷹市総務部防災課	携帯局
		992	三鷹市総務部防災課	携帯局
		993	三鷹市総務部防災課	携帯局
		994	三鷹市総務部防災課	携帯局
		995	三鷹市総務部防災課	携帯局

2 消防団

(1) 本部

グループ		無線番号	施設名	
全局	11	111	三鷹市消防団本部	携帯局
		112	三鷹市消防団本部	携帯局
		113	三鷹市消防団本部	携帯局
		114	三鷹市消防団本部	携帯局

(2) 分団

グループ	無線局番号	無線局名称	無線局番号	無線局名称	
全局	1	201	第一分団ポンプ車	101	第一分団携帯
	2	202	第二分団ポンプ車	102	第二分団携帯
	3	203	第三分団ポンプ車	103	第三分団携帯
	4	204	第四分団ポンプ車	104	第四分団携帯
	5	205	第五分団ポンプ車	105	第五分団携帯
	6	206	第六分団ポンプ車	106	第六分団携帯
	7	207	第七分団ポンプ車	107	第七分団携帯
	8	208	第八分団ポンプ車	108	第八分団携帯
	9	209	第九分団ポンプ車	109	第九分団携帯
	10	210	第十分団ポンプ車	110	第十分団携帯

3 消防署

グループ		無線番号	施設名
全局	11	119	三鷹消防署本署

資料 20601

災害時医療救護所備蓄医療資機材等

1 災害時医療救護所備蓄医薬品等（医科用）〔災害時医療救護所 1か所当たり〕

分類	用途	品名（規格）	数量	保存年限	
医療用資器材	診察	聴診器	3	—	
		体温計	6	—	
		血圧計	1箱	—	
		ディスポ舌圧子	100本×1	—	
		手袋（未滅菌）	100枚×5	4	
	気道確保	挿管セット	1セット	—	
	止血用ゴム紐	駆血帯	5	—	
	注射	シリンジ針付（5ml）	100本×1	4	
		シリンジ針付（10ml）	100本×1	4	
		シリンジ針付（20ml）	50本×1	4	
		破傷風ディスポ注射器（1ml用）	100本×1	4	
	点滴	点滴ライン	50本×1	2	
		留置針（ゲージ22）	50本×1箱	4	
		留置針（ゲージ24）	50本×1箱	4	
	手術	ドクター用手術着（ガウン）	50着×1セット	—	
		手袋（滅菌済）	25双×8	2	
		ピンセット（細筋有鉤）	15本	—	
		ピンセット（無鉤）	15本	—	
	切開	メス（尖刃メス）	20本×1箱	4	
		メス（丸刃メス）	20本×1箱	4	
		ハサミ（尖頭）	7本	—	
	拭き取り	ペーパータオル	200枚×10	—	
	消毒用脱脂綿	綿球（10mm）	50g×3袋	—	
	医療用ホチキス	スキンステプラー	6個×24	2	
	皮膚接合用テープ	ステリストリップ（6mm×38mm）	50袋×1箱	4	
	縫合セット	縫合針把持	持針器	30	—
		傷口縫合針	縫合針（25mm）	10本×100箱	4
		傷口縫合糸	絹糸（10m）	50本×25箱	4
			合成吸収糸バイクリル（3-0 J606H）	36本×1箱	4
		傷口縫合糸（針付）	合成吸収糸バイクリル針付（3-0 J305H）	36本×1箱	4
合成吸収糸バイクリル針付（3-0 J460H）			36本×1箱	4	
傷口保護	滅菌ガーゼ（7.5cm）	50枚×30箱	2		
傷口保護	テープ付ガーゼ（90mm×150mm）	20枚×5	2		
	テープ付ガーゼ（50mm×80mm）	50枚×2	2		
	テープ無ガーゼ（5cm×5cm）	100巻×3	—		
粘着性伸縮包帯	エラストポア（2.5cm×5m）	12巻×10	2		
	エラストポア（5cm×5m）	6巻×10	2		
骨折用資器材	骨折用副木	ジェンテックスプリント（L）	6本×2	—	
		ジェンテックスプリント（M）	6本×2	—	
		ジェンテックスプリント（S）	6本×2	—	
	副木固定用	綿パイル包帯（3裂）	9	—	
		綿パイル包帯（4裂）	12	—	
		綿パイル包帯（5裂）	15	—	
		三角巾（大）	3	—	
		三角巾（中）	3	—	
		三角巾（小）	3	—	
	包帯型ギプス	キャストライトα（3号）	10ロール×5セット	2	
消毒薬	手指消毒	ウェルパス（1,000ml）	10	2	
	創傷・潰瘍消毒	イソジン液（250ml）	20本	2	
		オキシフル（500ml）	5本	4	

治療薬	洗浄・希釈	滅菌精製水 (500ml)	40 本	2
		精製水 (500ml)	60 本	2
	糖質・電解質輸液 (点滴)	電解質輸液ラクテック (500ml)	5	2
	麻酔薬	キシロカイン注 (1%)	30	2
	抗生物質	ゲンタシン軟膏 (0.1% 10g)	10 本×3	2
	抗生物質 (ステロイド入)	リンデロンVG軟膏 (0.1% 5g)	10 本×3	2
	抗生物質付貼付剤	ソフラチュール (10cm×10cm)	10 枚×5	2
	切迫流産早産防止薬	リドドリン塩酸塩錠 (5mg)	100 錠×1	2
その他	破傷風治療薬	破傷風トキソイド (0.5ml) ※冷蔵保管	100	1
	トリアージ	トリアージタグ	100 枚×4	—

2 災害時医療救護所備蓄医薬品等 (歯科用) [災害時医療救護所 1か所当たり]

用途	品名	数量	保存年限	
治療用具	歯科用接着剤	スーパーボンドキャタリスト (0.7ml)	1	2
		スーパーボンド表面処理剤 (5ml)	1	2
		スーパーボンド粉 (3g)	1	2
	多目的常温重合レジン	ユニファストII 液 (100g)	1	2
		ユニファストII 粉 (ピンク) (100g)	1	2
		ユニファストII 粉 (白) (100g)	1	2
		共用小筆 (ユニファスト用)	1	—
	歯科用手袋	クリングローブエコ (ディスポグローブ) S	100 枚×1	2
		クリングローブエコ (ディスポグローブ) M	100 枚×1	2
		クリングローブエコ (ディスポグローブ) L	100 枚×1	2
	床用研磨材	クリンポイント (ピックポイント)	6 個×1	—
	研磨用バー	カーボランダムポイント	12 本×1	—
	マスク	クリンマスク (ディスポマスク)	50 枚×1	—
	仮封材	キャビトン (30g)	1	2
	注射器	カートリッジ式注射器	1	—
	注射針	注射針 30Gショート	100 本×1	4
	義歯修理用線	サンコバルトクラスプ線 (0.9mm×1m)	1	—
	歯科用切削研磨バー	スチールバー-ST36 (12)	1	—
		スチールバー-ST38 (12)	1	—
	結紮用ワイヤー	プリフォームドリガチャーワイヤー (結紮用) (0.25mm)	1	—
	アイプロテクター	ガードメガネ	5	—
	抜歯鉗子	抜歯鉗子 (残根)	1	—
		抜歯鉗子 (上顎前歯)	1	—
		抜歯鉗子 (下顎前歯)	1	—
		抜歯鉗子 (上下顎小臼歯)	1	—
	ミラーハンドル	ミラーホルダー	5	—
	マウスミラー	ミラートップ (鏡)	20 個×1	—
	歯科用ピンセット	ピンセット	5	—
	探針	探針 (エキスプロラー)	5	—
	充填機	練成充填機	5	—
歯科用プライヤー	歯科用プライヤー	1	—	
歯科用ニッパー	歯科用ニッパー	1	—	
ペンライト	クリップライト	5	—	
ブローブラシ		2	—	
消毒薬	キャンフェニック ネオ	1	4	
	エタノール (500ml)	20 本	2	
	オキシフル	1	4	
麻酔剤	キシロカインシカ (冷蔵庫内保管) (1.8ml)	50 本×1	2	
容器	治療用具・薬品収納箱	1	—	

3 災害時医療救護所配備品（感染症対策用防護具等）〔災害時医療救護所1か所当たり〕

用途	品名	数量	保存年限
感染症対策用 個人防護具	アイソレーションガウン	100 枚×1	—
	フェイスシールド	100 枚×1	—
	シューカバー	100 足×1	—
	キャップ	100 枚×1	—
	防護服セット（全身用）	20 着×1	—
	サージカルマスク（600 枚）	1	—
	ニトリルグローブ（200 双）	1	—

資料 20602 災害時助産セット

No.	名称	規格	数量
1	収納箱 (バックルコンテナ)	BL-22	1 箇
2	分娩セット	別紙のとおり	1 セット
3	聴診器		1 箇
4	殺菌消毒剤 (消エタスプレー・P)	100mL	1 本
5	皮膚清浄綿 (リンスキンL)	8cm×8cm 20 包	1 箱
6	カットメン	7.5cm×14.5cm	100g
7	ディスポ手袋	sizeM 100 枚入	1 箱
8	ケアシート使い捨てタイプ	80cm×160cm 6 枚入	1 袋
9	カイロ (温楽)	10 箇入り	1 袋
10	バスタオル	70cm×130cm	1 枚
11	タオル	30cm×80cm	1 枚
12	紙コップ	10 箇入	1 包
13	ペーパータオル	220mm×230mm100 枚入	1 箱
14	ナイロンネット袋		5 枚
15	紙おむつ		2 枚
16	ごみ袋	45L	10 枚
17	ごみ袋	30L	10 枚

資料 20603 応急手当セット

No.	品名	規格	数量
1	三角巾	特大	20
2	呉氏副木セット		2
3	アルミック救急シート		10
4	ディスポ手袋	M・100枚入	1
5	ディスポ手袋	L・100枚入	1
6	防水ワンタッチパッド	S・6枚入	3
7	防水ワンタッチパッド	M・5枚入	3
8	防水ワンタッチパッド	L・4枚入	3
9	眼帯セット		2
10	網包帯	足首・膝用	3
11	網包帯	手先・肘用	3
12	網包帯	頭・大腿用	3
13	ショードックハンディー		5
14	収納ケース		1

資料 20604

応急救護医薬品等

No.	品名	効能	規格	数量	保存年限
1	マキロンS	消毒薬	30m l	1	2
2	のびのびサロンシップフィットα	湿布薬	10cm×14cm 10 枚入	1	2
3	新レスタミンコーワ軟膏	かゆみ止め	30 g	1	2
4	プロペト (白色ワセリン)	皮膚保護薬	30 g	1	2
5	バンドエイド 肌色4サイズ	救急絆創膏	25 枚入	1	2
6	バンドエイド 大きめサイズ	救急絆創膏		1	2
7	キズパワーパッド 大きめサイズ	救急絆創膏	6 枚入	1	2
8	ガーゼ (30cm×1m)	ガーゼ	2 枚入	1	—
9	滅菌伸縮包帯 M 手首・腕	包帯	5 c m×5 m	2	—
10	不織布テープ	テープ	12 mm×9 m	1	—
11	脱脂綿 (7.5cm 四方カット)	脱脂綿	20 枚入	1	—
12	ガーゼはさみ	はさみ		1	—
13	ピンセット	ピンセット		1	—
14	ひえひえ天国 冷却シート	冷却剤	16 枚入	1	2
15	三角巾	圧迫・被覆・固定		1	—
16	綿棒 (個包装)	圧迫・被覆・固定	120 本入	1	—
17	清浄綿	消毒用品	14 包入	1	2
18	爪切り (携帯用)	消毒用品		1	—
19	眼帯	爪切り		1	2
20	防水フィルム	目の保護	50 c m×2 m	1	4

※ 8～13、15、16、18 は損耗状況を判断し適宜入替。

※ 医薬品名は製造販売状況に応じて同等の効能を有するものに変更を行う。

資料 20605	遺体の搜索期間と国庫負担
----------	--------------

区分		内容
搜索の期間		災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		<p>災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を搜索する必要がある場合は、搜索の期間内 (10 日以内) に次の事項を明らかにして、知事に申請する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 延長の期間 ・ 期間の延長を要する地域 ・ 期間の延長を要する理由 (具体的に記載すること) ・ その他 (期間延長によって搜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費	<p>○船舶その他搜索に必要な機械器具の借上費又は購入費で、直接搜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費</p> <p>○搜索のために使用した機械器具の修繕費</p> <p>○機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代及び搜索作業を行う場合の照明用の灯油代等</p>
	費用の限度額	金額の多薦にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他	<p>○搜索のために要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象</p> <p>○いずれも経理上、搜索費と分け、人件費及び輸送費として、それぞれに一括計上</p>

資料 20606	遺体処理の期間等と国庫負担
----------	---------------

区分		内容
遺体処理の期間		○災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)		○災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内 (10 日以内) に知事に申請する。
国庫の対象となる経費		<p>○遺体の一時保存のための経費</p> <p>○遺体の洗浄・縫合・消毒の処理等のための費用</p>

資料 20801

一時避難場所の門扉の鍵を預かる消防団分団

1 消防団分団に対する小・中学校

分団名	学校名	学校名	学校名	分団名	学校名	学校名	学校名
第1分団	中原小学校	東台小学校	第五中学校	第6分団	第四小学校	第六小学校	南浦小学校
第2分団	第一小学校	北野小学校	第六中学校	第7分団	第三小学校	第七小学校	第四中学校
第3分団	第五小学校	高山小学校		第8分団	第二小学校	井口小学校	第二中学校
第4分団	第五小学校	第三中学校		第9分団	第二小学校	井口小学校	第二中学校
第5分団	高山小学校	第三中学校		第10分団	大沢台小学校	羽沢小学校	第七中学校

2 小・中学校に対する消防団分団

学校名	分団名	学校名	分団名	学校名	分団名
第一小学校	第2分団	大沢台小学校	第10分団	第一中学校	
第二小学校	第8分団、第9分団	高山小学校	第3分団、第5分団	第二中学校	第8分団、第9分団
第三小学校	第7分団	南浦小学校	第6分団	第三中学校	第4分団、第5分団
第四小学校	第6分団	中原小学校	第1分団	第四中学校	第7分団
第五小学校	第3分団、第4分団	北野小学校	第2分団	第五中学校	第1分団
第六小学校	第6分団	井口小学校	第8分団、第9分団	第六中学校	第2分団
第七小学校	第7分団	東台小学校	第1分団	第七中学校	第10分団
		羽沢小学校	第10分団		

3 その他

花と緑の広場の鍵は、第三分団に配置

資料 20802

避難所運営の考え方

1 避難所の運営

(1) 避難所とは

避難所は、災害によって被害を受けた人や被害を受ける可能性がある人が応急的に一定期間生活する施設です。避難所での生活は、自分で住宅を確保するか、又は応急仮設住宅に入居するまで続くことになります。

また、災害によって被災した場合は、行政からの各種生活再建支援もありますが、住宅の再建を始めその後の生活再建は自力で始めることが基本となります。

(2) 避難所生活

三鷹市では、避難所における一人あたりの面積を「通路部分などを除いて2㎡以上を確保」することとしています（【参考】都基準では3.3㎡に2人）。

また、居住スペースの割振りは世帯単位を原則とし、可能な限り血縁関係や顔見知り同士などを考慮した部屋割りとします。さらに、避難所には高齢者、障がい者、乳幼児、女性等の要配慮者も生活することになります。このような要配慮者に対しては、負担の少ない居住スペースや必要に応じた専用スペースの確保等の可能な限りの配慮をすることとしています。

しかし、避難所では集団生活を強いられることとなります。避難所での集団生活を円滑に行なうためには、最低限のルールに基づき、避難者同士が協力して生活を送ることが必要です。

(3) 避難所の運営組織

三鷹市では、避難所における運営組織を「避難所運営委員会」と呼称し、避難者の代表を中心に、施設管理者、市担当職員、自主防災組織、その他支援者等の各関係団体が連携して構成することとしています。このとき、入居した避難者が自ら自主的に運営することが最も重要であり、炊き出し配膳作業やトイレ清掃、物資の搬送等、すべての避難者が各自のできる範囲で運営に協力していくこととしています。

2 避難所運営マニュアルの策定

(1) 避難所運営マニュアルの位置付け

避難所運営マニュアルは、三鷹市で大地震が発生し、避難所を開設することを想定した場合、発災直後から避難所開設・運営までを円滑に行うため、特に混乱が予測される初動時のおおむね3日間の活動方法や要領、生活のルール等を定めたものです。この期間以降の活動方法等については、避難所開設後、各避難所運営委員会が中心となって定めていくこととします。

(2) 避難所運営連絡会

避難所運営マニュアルの策定は、避難所毎に平常時から設置されている「避難所運営連絡会」が行ないます。避難所運営連絡会は、発災後には避難所を運営する「避難所運営委員会」に転換することとしているため、施設管理者、市担当職員、自主防災組織、その他支援者等の各関係団体により構成される組織です。

避難所運営連絡会では、マニュアルの策定・見直しだけでなく、避難所運営訓練や避難所に係る情報交換等を随時実施しています。

(3) 避難所運営マニュアル策定状況（○：策定済み、△：策定中、×：連絡会未設置）

施設名	策定状況	施設名	策定状況	施設名	策定状況
大沢CC	○	第五小学校	○	第一中学校	○
牟礼CC	○	第六小学校	○	第二中学校	○
井口CC	△	第七小学校	○	第三中学校	○
井の頭CC	○	大沢台小学校	○	第四中学校	○
新中CC	○	高山小学校	○	第五中学校	○
連雀CC	△	南浦小学校	○	第六中学校	○
駅前CC	△	中原小学校	○	第七中学校	○
第一小学校	○	北野小学校	○	都立三鷹中等	×
第二小学校	○	井口小学校	○	国際基督教大学	×
第三小学校	○	東台小学校	○	ルーテル学院大学	×
第四小学校	○	羽沢小学校	○	明星学園	△

資料 20803	市及び各防災機関の避難指示等
----------	----------------

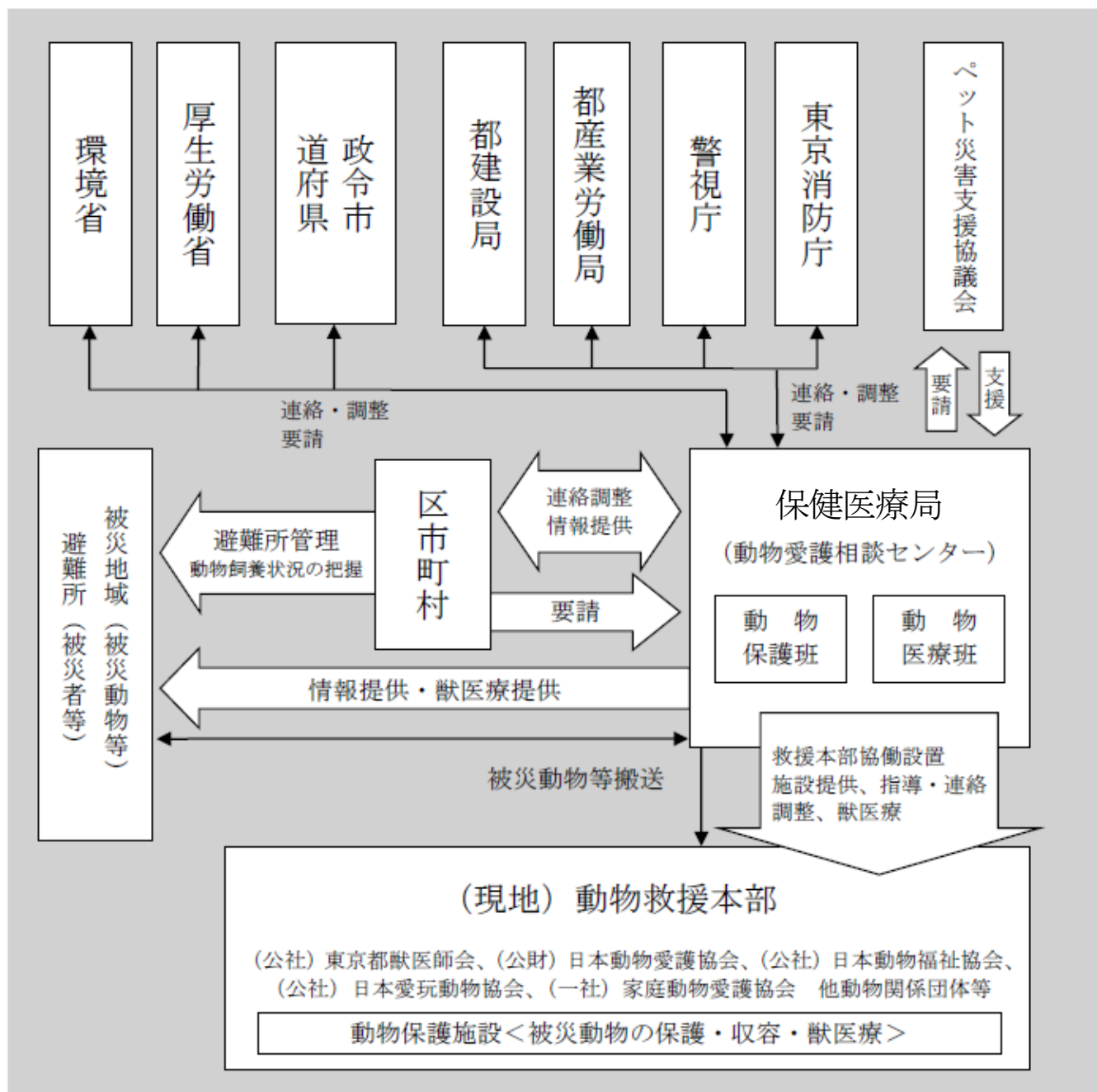
機関名	内容	根拠
市	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退きを指示することができる。	災害対策基本法第60条第1項
	災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、市長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。	災害対策基本法第60条第2項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置（以下「緊急安全確保措置」という。）を指示することができる。	災害対策基本法第60条第3項
	市長は、災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は災害対策基本法第60条第3項の規定により緊急安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。	災害対策基本法第60条第4項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。	災害対策基本法第63条第1項
都	都知事は、当該地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市の市長が災害対策基本法第60条第1項から第3項までの規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市長に代わつて実施しなければならない。	災害対策基本法第60条第6項
	都知事は、災害対策基本法第60条第6項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。	災害対策基本法第60条第7項
警察署	災害対策基本法第60条第1項又は第3項の場合において、市長が災害対策基本法第60条第1項に規定する避難のための立退き若しくは緊急安全確保措置を指示することができないと認めるとき、又は市長から要求があつたときは、警察官は、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示することができる。	災害対策基本法第61条第1項
	災害対策基本法第60条第1項の規定により避難のための立退きを指示する場合において、必要があると認めるときは、警察官は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。	災害対策基本法第61条第2項
	警察官は、災害対策基本法第61条第1項の規定により避難のための立退き又は緊急安全確保措置を指示したときは、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。	災害対策基本法第61条第3項
	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命身体を保護するため特に必要があると認めるとき、市長若しくはその委任を受けて市長の職権を担う市の職員が現場にいないとき又はこれらのものから要求があつたときは、警察官は、警戒区域を設定し、災害対策に従事するもの以外のものに対し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、警察官は、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法第63条第2項

	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときにおいて、消防署長又はこれらの者から委任を受けて同項の職権を行なう消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき又は消防署長から要求があつたときは、警察署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令※で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。この場合において、警察署長が当該職権を行なつたときは、警察署長は、直ちにその旨を消防署長に通知しなければならない。	消防法 第 23 条の 2 第 2 項
消防署 消防団	ガス、火薬又は危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、消防署長は、火災警戒区域を設定して、その区域内における火気の使用を禁止し、又は総務省令※で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、若しくはその区域への出入を禁止し、若しくは制限することができる。	消防法 第 23 条の 2 第 1 項
	火災の現場においては、消防吏員又は消防団員は、消防警戒区域を設定して、総務省令※で定める者以外の者に対してその区域からの退去を命じ、又はその区域への出入を禁止し若しくは制限することができる。	消防法 第 28 条
自衛隊	市長及び警察官等市長の職権を行うことができる者がその場にいない場合、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官であつて、危険な事態が生じたときは、自衛官は警戒区域を設定し、災害対策に従事するもの以外のものに対し当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。この場合、自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。	災害対策基本法 第 63 条 第 2 項

※総務省令

消防法第 28 条第 1 項の命令で定める者は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の関係者、居住者及びその親族でこれらに対して救援をしようとする者
 - 二 消防警戒区域内にある消防対象物又は船舶の勤務者
 - 三 電気、ガス、水道、通信、交通等の業務に従事する者で、消防作業に関係があるもの
 - 四 医師、看護師等で、救護に従事しようとする者
 - 五 法令の定めるところにより、消火、救護等の業務に従事する者
 - 六 報道に関する業務に従事する者
 - 七 消防長又は消防署長があらかじめ発行する立入許可の証票を有する者
- 2 消防吏員又は消防団員は、現場の状況により必要がある場合は、前項第 1 号、第 2 号、第 6 号及び第 7 号に掲げる者の全部又は一部に対して、出入を禁止し、又は制限することができる。
 - 3 消防吏員又は消防団員は、現場の状況が著しく危険であると認める場合は、第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる者の全部又は一部に対して退去を命ずることができる。



救助の種類	救助の対象	令和5年度費用の限度額	救助の期間	備考
避難所の設置	1 災害救助法第4条第1項に現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者 2 災害救助法第4条第2項に災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者	基本額 避難所設置費1日1人当たり340円以内 加算額 「福祉避難所」を設置した場合、通常の実費を加算	1 災害救助法第4条第1項第1号の避難所 災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり） 2 災害救助法第4条第2項の避難所 災害救助法第4条第2項の規定による救助を開始した日から、別に定める日まで	1 対象経費は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗品費、建物の使用耐金、器物の使用耐金、借上費又は購入費、光熱水費及び仮設便所等の設置費。 2 輸送費は別途計上 3 避難所等においては、避難所で避難している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼、又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	1 建設型応急住宅 1戸当たり6,775,000円以内 2 賃貸型応急住宅 地域の実情に応じた額	1 建設型応急住宅 着工時期：災害発生の日から20日以内 供与期間：2年以内 2 賃貸型仮設住宅 着工時期：災害発生の日から速やかに提供 救助期間：最長2年	1 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合、集会等に利用するため施設を設置できる（50戸未満であつても小規模な施設を設置できる）。 2 高齢者等の要援護者等を救人以上に収容する「福祉仮設住宅」を設置できる
炊き出しその他の食品の給与	1 避難所に避難している者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり1,230円以内	災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	食品給与のための総経費を延べ給人員で除した金額が限度額以内であればよい。
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他、生活必需品の給与又は貸与	住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は損傷等により日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	備蓄物資の価格は年度当初の評価額
医療	医療の途を失った者（応急的措置）	1 救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕等の実費 2 病院又は診療所：国民健康保険診療報酬の額以内 3 施療者：協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	患者等の移送費は別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため産婦の途を失った者	1 救護班：使用した衛生材料等の実費 2 助産師：慣行料金の8割以内の額	分娩した日から7日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	妊婦等の移送費は別途計上

救助の種類	救助の対象	令和5年度費用の限度額	救助の期間	備考
被災者の救出	1 現に生命又は身体が危険な状態にある者 2 生死不明の状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	1 期間内に生死が明らかにならない場合は以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上
被災住宅の応急修理	災害のため住家が半壊（壊）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対する費用（1世帯当たり） 合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて修理する世帯50,000円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	
学用品の給与	1 災害のため住家が半壊（壊）又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければならない程度に住家が半壊した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要な限度の部分に対する費用（1世帯当たり） 1 大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けて修理する世帯706,000円以内 2 半壊又は半壊に準ずる程度の損傷により被害を受けて修理する世帯343,000円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された被災者については、6か月以内）	
埋葬	全壊、流出、半壊（壊）又は床上浸水による喪失又は損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小・中学校児童、中学生徒及び高校生等	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は次の金額以内 小学校児童1人当たり4,800円以内 中学校生徒1人当たり5,100円以内 高等学校等生徒1人当たり5,600円以内	1 教科書災害発生の日から1か月以内 2 文房具及び通学用品 災害発生の日から15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 3 幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外
死体の捜索	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬する者	1 体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	輸送費、人件費は別途計上
死体の処理	災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	
障害物の除去	災害の際死亡した者	1 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理 1体当たり3,500円以内 2 死体の一時保存 ①既存建物利用の場合：通常の実費 ②既存建物利用でない場合：1体当たり5,500円以内 ※トライアイスの購入費の実費加算可 3 検案 検護班以外による場合は償付料金	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者（災害救助法第4条第2項の救助にあつては避難者）の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内（ただし、内閣総理大臣の同意により期間延長あり）	救助の実施が認められる期間

資料 21202	激甚災害指定基準
----------	----------

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条 第4条)	公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する 特別の 財政援助	A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国標準税収入 $\times 0.5\%$
		B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国標準税収入 $\times 0.2\%$ かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の標準税収入 $\times 25\%$ ……の県が1以上 又は (2) 県内市町村の査定見込総額 $>$ 県内全市町村の標準税収入 $\times 5\%$ ……の県が1以上
第5条	農地等の 災害復旧 事業等に 係る補助 の特別措 置	A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.5\%$
		B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.15\%$ かつ (1) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 当該都道府県の農業所得推定額 $\times 4\%$ ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の査定見込額 $>$ 10億円……の県が1以上
第6条	農林水産 業共同利 用施設災 害復旧事 業費の補 助特例	(1) 第5条の措置が適用される場合 又は (2) 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 1.5\%$ で第8条の措置が適用される場合 ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が5千万円以下の場合を除く。 ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該災害 に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、 かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。 (3) 漁船等の被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 0.5\%$ 又は (4) 漁業被害見込額 $>$ 全国漁業所得推定額 $\times 1.5\%$ で第8条の措置が適用され る場合 ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が5千万円以下の場合を除く。
第8条	天災による被害農 林漁業者 等に対する資金の 融通に関 する暫定 措置の特 例	A 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.5\%$
		B 農業被害見込額 $>$ 全国農業所得推定額 $\times 0.15\%$ かつ 一の都道府県の特別被害農業者 $>$ 当該都道府県の農業者 $\times 3\%$ ……の県が1以上 ただし、ABとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生の日と被害の実情に 応じて個別に考慮する。
第11条の2	森林災害 復旧事業 に対する 補助	A 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 5\%$
		B 林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1.5\%$ かつ (1) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 当該都道府県の生産林業所得推定額 $\times 60\%$ ……の県が1以上 上 又は (2) 一の都道府県の林業被害見込額 $>$ 全国生産林業所得推定額 $\times 1\%$ ……の県が1以上 ただし、ABとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部 門に限る。
第12条	中小企業 信用保険 法による 災害関係 保証の特 例	A 中小企業関係被害額 $>$ 全国中小企業所得推定額 $\times 0.2\%$ B 中小企業関係被害額 $>$ 全国中小企業所得推定額 $\times 0.06\%$ かつ (1) 一の都道府県の中小企業関係被害額 $>$ 当該都道府県の中小企業所得推定額 $\times 2\%$ ……の県が1以上 又は (2) 一の都道府県の中小企業関係被害額 $>$ 1,400億円……の県が1以上 ただし、火災の場合又は第12条の適用の場合における中小企業関連被害額の全 国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
		講ずることがある。
第16条	公立社会 教育施設 災害復旧 事業に対 する補助	第2章（第3条及び第4条）の措置が適用される場合。 ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。
第17条	私立学校 施設災害 復旧事業 に対する 補助	
第19条	市町村が 施行する 感染症予 防事業に 関する負 担の特例	
第22条	罹災者公 営住宅建 設等事業 に対する 補助の特 例	A 被災地全域滅失戸数 \geq 4,000 戸 B (1) 被災地全域滅失戸数 \geq 2,000 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 200 戸又は住宅戸数の1割以上……の市町村が1以上 又は (2) 被災地全域滅失戸数 \geq 1,200 戸 かつ 一の市町村の区域内の滅失戸数 \geq 400 戸又は住宅戸数の2割以上……の市町村が1以上 ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。
第24条	小災害債 に係る元 利償還金 の基準財 政需要額 への算入 等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。
第7条	開拓者等 の施設の 災害復旧 事業に対 する補助	災害の実情に応じ、その都度検討する。
第9条	森林組合 等の行な う堆積土 砂の排除 事業に対 する補助	
第10条	土地改良 区等の行 なう湛水 排除事業 に対する 補助	
第11条	共同利用 小型漁船 の建造費	

資料 21202

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
	の補助	
第 14 条	事業協同 組合等の 施設の災 害復旧事 業に対す る補助	
第 20 条	母子及び 父子並び に寡婦福 祉法によ る国の貸 付けの特 例	
第 21 条	水防資材 費の補助 の特例	
第 25 条	雇用保険 法による 求職者給 付の支給 に関する 特例	

資料 21203	局地激甚災害指定基準
----------	------------

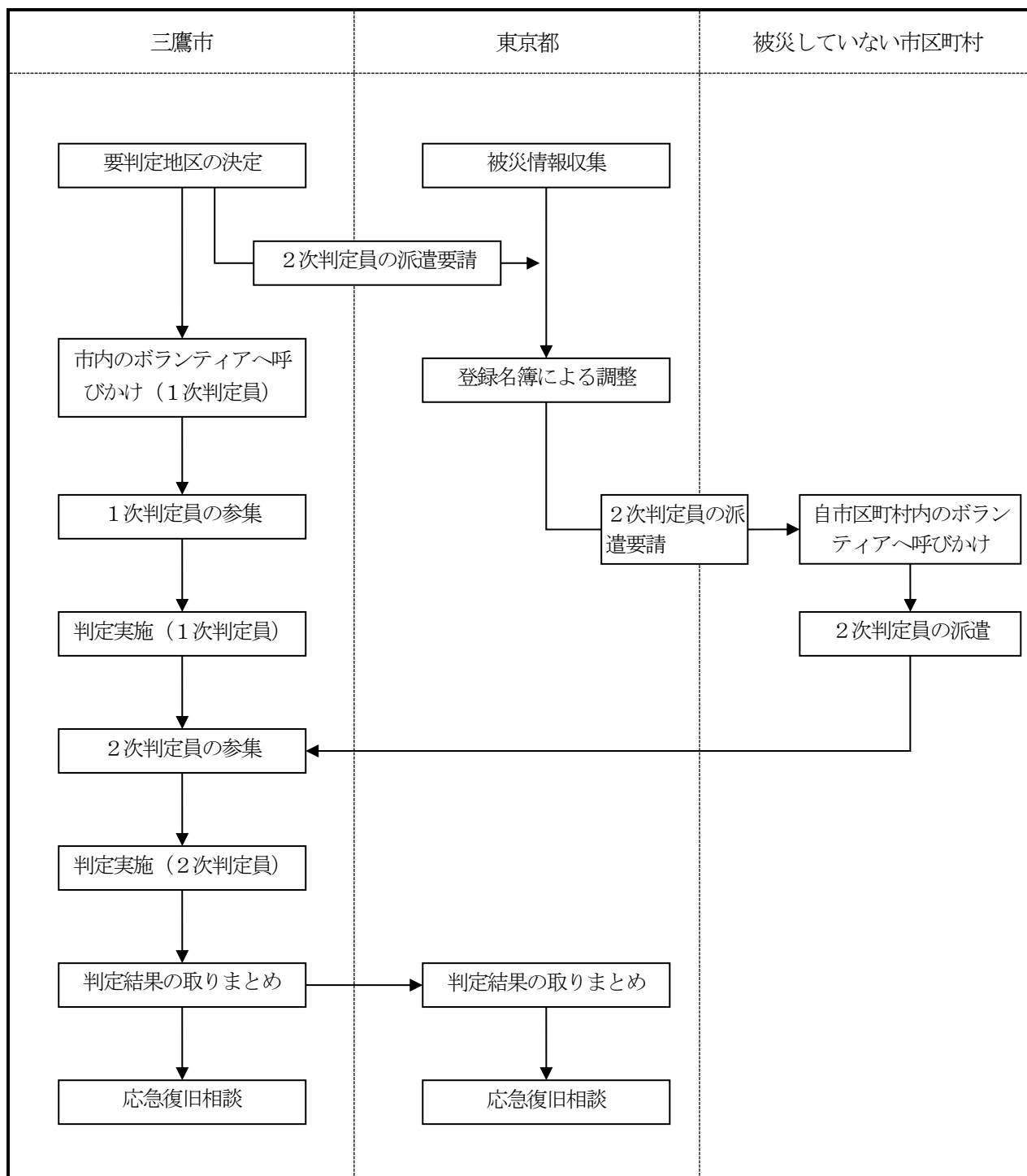
激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第2章 (第3条) (第4条)	公共土木 施設災害 復旧事業 等に関する 特別の 財政援助	次のいずれかに該当する災害 ① (イ) 当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×50% (査定事業費が1千万円未満のものを除く。) (ロ) 当該市町村の標準税収入が50億円以下であり、かつ、当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が2億5千万円を超える市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20% (ハ) 当該市町村の標準税収入が50億円を超え、かつ、100億円以下の市町村当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額>当該市町村の標準税収入×20%+(当該市町村の標準税収入-50億円)×60% ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね1億円未満である場合を除く。 ②①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第5条	農地等の 災害復旧 事業等に 係る補助 の特別措 置	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。)
第6条	農林水産 業共同利 用施設災 害復旧事 業費の補 助特例	次のいずれかに該当する災害 ①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費>当該市町村の農業所得推定額×10% (災害復旧事業に要する経費が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該経費の合算額がおおむね5千万円未満である場合を除く。 ②①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害 (当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。) ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、 かつ、 当該市町村内の漁船等の被害額>当該市町村の漁業所得推定額×10% (漁船等の被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。
第11条の2	森林災害 復旧事業 に対する 補助	当該市町村内の林業被害見込額 (樹木に係るもの) > 当該市町村に係る生産林業所得推定額 (木材生産部門) ×1.5 (林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得 (木材生産部門) 推定額のおおむね0.05%未満のものを除く。) かつ (1) 大火による災害にあつては、要復旧見込面積>300ha 又は (2) その他の災害にあつては、要復旧見込面積>当該市町村の民有林面積 (人工林に係るもの) ×25%
第12条	中小企業 信用保険 法による 災害関係 保証の特 例	中小企業関係被害額>当該市町村の中小企業所得推定額×10% (被害額が1千万円未満のものを除く。) ただし、当該被害額を合算した額がおおむね5千万円未満である場合を除く。

資料 21203

激甚災害法 適用条項	適用措置	指定基準
第24条	小災害債 に係る元 利償還金 の基準財 政需要額 への算入 等	第2章（第3条及び第4条）又は第5条の措置が適用される場合。

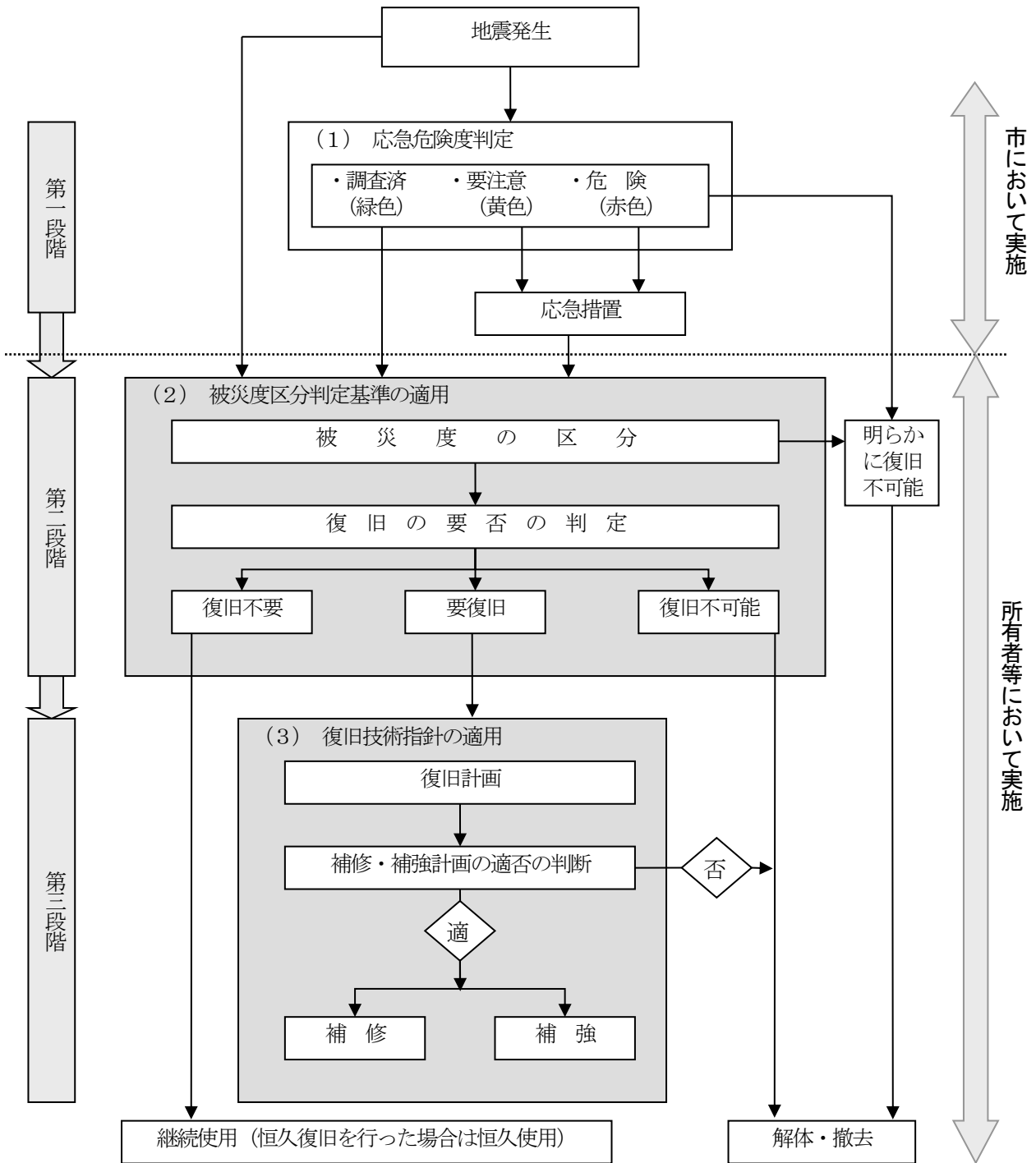
資料 21204

防災ボランティアによる応急危険度判定の実施手順



(注) 1次判定員：被災した市区町村内に在住又は在勤の判定員で活動可能な者
 2次判定員：都の要請により被災していない市区町村から出動する判定員

資料 21205 被災度区分判定までの流れ



資料 21206

災害弔慰金等の概要

種別	対象となる災害 (自然災害)	根拠法令等	支給対象者	支給限度額	支給の制限
災害弔慰金	1 1市町村において住居が5世帯以上滅失した災害 2 都道府県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	1 災害弔慰金の支給等に関する法律 2 実施主体等 (1) 実施主体 市町村(条例) (2) 経費負担 国 1/2 都 1/4 市町村 1/4	死亡者の配偶者 " 子 " 父母 " 孫 " 祖父母 上記のいずれも存在しない場合は、死亡者の兄弟姉妹(死亡時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る)	死亡者1人につき主たる生計者の場合500万円それ以外の場合250万円	1 当該死亡者の死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 2 法律施行令(昭和48年政令第374号)第2条に規定する内閣総理大臣が定める支給金が支給される場合
災害障がい見舞金	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合の災害		法別表に掲げる程度の障がいがある者	障がい者1人につき主たる生計者の場合250万円それ以外の場合125万円	

*上記基準を原則とするが、災害の規模に応じてはこの限りではない。

資料 21207	災害見舞金の概要
----------	----------

種類	被害の程度	金額
死亡見舞金	死亡	10 万円
被災見舞金	全焼又は全壊	3 万円
	半焼又は半壊	2 万円
	床上浸水、水損	1 万円

(注) 死亡見舞金は、災害弔慰金が支給される場合には、支給されない。

資料 21208

災害援護資金の概要

種別	貸付対象	根拠法令	貸付金額	貸付条件
災害援護資金	<p>自然災害により家屋等に被害を受けた世帯で、その世帯の前年の年間所得が次の額以内の世帯に限る。</p> <p>1人 220万円 2人 430万円 3人 620万円 4人 730万円 5人以上 730万円</p> <p>に世帯人員が1人増すごとに30万円を加算した額</p> <p>(注) 住居が滅失した場合は、1,270万円に緩和</p>	<p>1 災害弔慰金の支給等に関する法律</p> <p>2 実施主体 区市町村(条例)</p> <p>3 経費負担 国 2/3 都 1/3</p> <p>4 対象となる災害 東京都において災害救助法による救助が行われた災害</p>	<p>貸付区分及び貸付限度額</p> <p>1 世帯主の1か月以上の負傷 150万円</p> <p>2 家財等の損害 ア 家財の1/3以上の損害 150万円 イ 住居の半壊170万円 ウ 住居の全壊250万円 エ 住居全体の滅失又は流失 350万円</p> <p>3 1と2が重複した場合 ア 1と2のアの重複250万円 イ 1と2のイの重複270万円 ウ 1と2のウの重複350万円</p> <p>4 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直す等、特別な事情がある場合 ア 2のイの場合250万円 イ 2のウの場合350万円 ウ 3のイの場合350万円</p>	<p>1 据置期間 3年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>2 償還期間 据置期間経過後7年(特別の事情がある場合5年)</p> <p>3 償還方法 年賦、半年賦又は月賦</p> <p>4 貸付利率 年1%(保証人を立てる場合又は保証人を立てない場合であって据置期間中は無利子)</p> <p>5 延滞利息 年5%</p>

資料 21209	被災者生活再建支援金の概要
----------	---------------

種別	内 容																										
被災者生活再建支援金の支給・国制度（都福祉局・区市町村）	<p>根拠法令 被災者生活再建支援法</p> <p>2 実施主体 都（ただし、被害認定や支給申請書の受付等の事務については区市町村が行う。）</p> <p>3 対象となる自然災害 自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる自然災害は次の区域に係る当該自然災害。 (1) 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する被害が発生した区市町村 (2) 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村 (3) 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県 (4) (1)又は(2)の区市町村を含む都道府県の区域内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。） (5) (1)～(3)の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）</p> <p>4 制度の対象となる被災世帯 3の自然災害により (1) 住宅が全壊した世帯 (2) 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯 (3) 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯 (4) 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯） (5) 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）</p> <p>5 支援金の支給額 支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。 (※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額) (1) 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 15%;">住宅の被害程度</th> <th style="width: 20%;">全壊 4 (1)に該当</th> <th style="width: 20%;">解体 4 (2)に該当</th> <th style="width: 20%;">長期避難 4 (3)に該当</th> <th style="width: 25%;">大規模半壊 4 (4)に該当</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>(2) ア住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯以外）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <th style="width: 20%;">住宅の再建方法</th> <th style="width: 20%;">建設・購入</th> <th style="width: 20%;">補修</th> <th style="width: 40%;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借し50万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p> <p>イ住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）（中規模半壊世帯）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th style="width: 20%;">住宅の再建方法</th> <th style="width: 20%;">建設・購入</th> <th style="width: 20%;">補修</th> <th style="width: 40%;">賃借 (公営住宅以外)</th> </tr> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </table> <p>※一旦住宅を賃借し25万円の加算支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で100（又は50）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	200万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)	支給額	100万円	50万円	25万円
住宅の被害程度	全壊 4 (1)に該当	解体 4 (2)に該当	長期避難 4 (3)に該当	大規模半壊 4 (4)に該当																							
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円																							
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	200万円	100万円	50万円																								
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)																								
支給額	100万円	50万円	25万円																								

種別	内 容				
被災者生活再建支援金の支給・都制度（都福祉局・区市町村）	1 根拠法令 東京都被災者生活再建支援事業実施要綱				
	2 実施主体 区市町村				
	3 対象となる自然災害 都内において被災者生活再建支援法が適用された区市町村が1以上ある自然災害				
	4 制度の対象となる被災世帯 国制度の対象となる被災世帯に加え、住宅が半壊した世帯				
	5 支援金の支給額（上限額） （※世帯人数が一人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）				
		建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	
	全壊・解体・長期避難	300万円	200万円	150万円	
	大規模半壊	250万円	150万円	100万円	
	中規模半壊	国制度該当	100万円	70万円	55万円
		国制度非該当	200万円	120万円	80万円
半壊	200万円	120万円	80万円		
※一旦住宅を賃借し賃借分の被災者生活再建支援金を受給した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合の支給額は下表のとおり。					
	建設・購入	補修			
全壊・解体・長期避難	150万円	50万円			
大規模半壊	150万円	50万円			
中規模半壊	国制度該当	45万円	15万円		
	国制度非該当	120万円	40万円		
半壊	120万円	40万円			